

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

東日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成19年6月15日

(3) 連結位置

千葉市花見川区幕張二丁目

一般国道14号(京葉道路) 幕張PA(上下線)

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩所

2. 選定結果

東日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されていることや周囲の緑化整備が行われていることなど、地域との調和が図られていること。
- ・利用者ニーズが反映されていることなど、利便性の向上に資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見聴取並びに高架下利用等審議会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

西日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成19年6月27日

(3) 連結位置

草津市笠山六丁目

高速自動車国道中央自動車道西宮線 草津PA（上下線）

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

給油所

2. 選定結果

西日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されていることなど、地域との調和が図られていること。
- ・利用者ニーズが反映されていることなど、利便性の向上に資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見聴取並びに高架下利用等審議会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

西日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成19年7月2日

(3) 連結位置

下関市壇之浦町

高速自動車国道関門自動車道 壇之浦PA

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

通路、駐車場、宿泊施設

2. 選定結果

西日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・ 連結位置、通路の構造に関する基準に適合していること。
- ・ 申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・ 周辺の景観に配慮されていることや周囲の緑化整備が行われていることなど、地域との調和が図られていること。
- ・ 利用者ニーズが反映されていることなど、利便性の向上に資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見聴取並びに高架下利用等審議会における審議を経たものである。